

インクルーシヴ教育と複合差別を学ぶシンポジウム

一般的意見3号と一般的意見4号の理解を深め

パラレルレポートに生かそう

障害者権利条約の締約国報告に対して、さまざまな障害者団体、人権団体がパラレルレポートを作成しています。しかし、障害者権利条約の中でも、教育(24条)と障害のある女性(6条)については、それぞれ一般的意見が出されて日が浅いこともあり、その内容の理解が十分に深まっているとは言えません。効果的なパラレルレポートを作成し、さらに、日本の状況を大きく変えていくためには、一般的意見に基づく条約の理解がとても重要になります。

今回、障害学、障害法の研究と実践において先進的な米国シラキューズ大学のアーリーン・カンター教授をお招きして、インクルーシヴ教育と障害のある女性と複合差別をテーマにしたシンポジウムを開催します。

このシンポジウムでは、障害者権利条約の求める水準と米国での研究実践を日本の状況と対比して、パラレルレポートで指摘すべきこと、日本の変わるべき将来像を明らかにしていきたいと思えます。

日時 4月22日(日)13時~17時15分

場所 上智大学2号館203号教室

日英通訳あり(日英同時通訳、英日逐次通訳)

手話通訳・文字通訳あり

参加費 2,000円

【申し込み】 ①氏名、②メールアドレス、③「4月22日シンポ参加」と記載して、メールまたはファックス(fax:03(3816)2063、メール:aoffice@giga.ocn.ne.jp)で申し込んでください。教室の座席の都合上、定員になり次第、締め切らせていただきます。申し込みを受け付けましたら、「受付確認と参加費の振り込みのお願い」のメールを返信しますのでご確認ください。

プログラム

第一部 インクルーシヴ教育

- 13 時～14 時 障害者権利条約とインクルーシヴ教育
アーリーン・カンター教授
- 14 時～14 時 30 分 日本の状況とパラレルレポートで訴えるべきこと
大谷恭子弁護士
- 14 時 30 分～15 時 意見交換

第二部 障害のある女性と複合差別

- 15 時 15 分～16 時 15 分 障害のある女性と複合差別
アーリーン・カンター教授（逐次通訳）
- 16 時 15 分～16 時 45 分 日本の状況とパラレルレポートで訴えるべきこと
臼井久実子さん、米津知子さん（DPI 女性障害者ネットワーク）
- 16 時 45 分～17 時 15 分 意見交換

シンポジストのプロフィール

アーリーン・カンター(Arlene S kanter)

シラキューズ大学法学部教授、同大学人権法政策・障害学センター所長、障害法とインクルーシヴ教育の国際的・国内的領域にわたる研究をしている。主著は「国際法における障害者の権利の発展、慈善から人権へ」(The Development of Disability Rights under International Law: From Charity to Human Rights)、「教育の誤りを正す、法律と教育における障害学」(Righting Educational Wrongs: Disability Studies in Law and Education)、その他、インクルーシヴ教育、比較障害法、精神障害法などに関する著書多数。

大谷恭子

1974年早稲田大学法学部卒業。1978年弁護士登録。元内閣府障害者政策委員会委員。1979年、障害のある子の地域の学校への就学闘争の過程での刑事事件にかかわり、以降、どの子ども地域の学校に就学できるよう、行政訴訟・交渉にかかわっている。

臼井久実子

聴覚障害者、自立生活運動に大阪で学生当時から参加。法制度の差別撤廃をめざし「障害者欠格条項をなくす会」設立を呼びかけ1999年から事務局長。「DPI 女性障害者ネットワーク」に2007年から参画。編著「Q & A 障害者の欠格条項」、寄稿「ジェンダー法研究第3号（特集 複合差別とジェンダー）」など。

米津知子

1948年生れ。ポリオによる歩行障害。70年代ウーマンリブ運動に参加。女性で障害者である立場から、人口政策・優生政策からの解放を考える。2007年から「DPI 女性障害者ネットワーク」に参加。「母体保護法とわたしたち」(明石書店)、「ジェンダー法研究第3号（特集 複合差別とジェンダー）」などに寄稿。